

## 令和5年第38回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	令和5年11月8日(水)			午前10時00分から 午前10時40分まで
出席者	委員	本橋委員長、梅田委員長職務代理、小井委員、松島委員		
	事務局	石田局長、増田次長、中野選挙法規担当係長、清水主査		
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし	
会議の結果 及び 主な発言	議案等			結果
	議案48号	指定在外選挙投票区の指定について		決定
	議案49号	指定投票区及び指定関係投票区の変更について		決定
	報告38-1	令和5年度全選連東京支部・特選連共催「委員・局長合同研修会」の開催について		了承
委員長	これから令和5年第38回の定例会を開会いたします。			
	<b>&lt;指定在外選挙投票区の指定について&gt;</b>			
委員長	議案第48号について、事務局から説明をお願いします。			
局長	<p>議案第48号をご覧ください。</p> <p>衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区における指定在外選挙投票区の指定を行います。</p> <p>根拠法令は、公職選挙法第30条の3第2項及び同法施行令第23条の2です。</p> <p>指定在外選挙投票区とは、在外選挙人名簿を編製する投票区であり、在外選挙人が一時帰国等により国内で当日投票する際には、指定在外選挙投票区の投票所で投票することとなります。</p> <p>指定在外選挙投票区は、選挙区の区域ごとに指定しなければなりません。</p> <p>令和4年12月28日に公職選挙法の一部を改正する法律が施行され、衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区の区割りが変更されました。変更前の杉並区の衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区は東京都第7区と東京都第8区でしたが、変更後は東京都第8区と東京都第27区になりましたので、改めて指定在外選挙投票区の指定を行います。</p> <p>東京都第8区の指定在外選挙投票区は、第35投票区とします。</p> <p>東京都第27区の指定在外選挙投票区は、第15投票区とします。</p> <p>告示文案については別紙1をご覧ください。</p> <p>告示日は本日、施行日は令和5年11月15日からとなります。</p> <p>また、別紙2により、東京都選挙管理委員会へ通知します。</p> <p>以上、議案第48号の説明となります。</p>			
委員長	ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。在外選挙人の投票方法は、どのようなものがありますか。			
局長	在外選挙人の投票方法は、在外公館投票、郵便等投票、国内における投票があります。			

委員長	国内における投票については、当日に行う指定在外選挙投票区の投票所での投票以外の方法がありますか。
局長	国内における投票については、選挙期日の告示日の翌日から選挙期日の前日までの間は期日前投票又は不在者投票を行うことができます。
小井委員	在外選挙人が国内で投票する際には指定在外選挙投票区の投票所で投票するということですが、第15投票区や第35投票区の投票所はどこですか。
局長	第15投票区の投票所は社会教育センターです。また、第35投票区の投票所は荻窪体育館です。 在外選挙人が国内で投票する際は、国内の選挙人と同様に、記載台で投票用紙に記載後、投票箱に直接投票用紙を投函します。
委員長	在外選挙人が国内で投票する際における投票所内の導線は、在外選挙人と国内の選挙人で分かれていますか。
主査	在外選挙人用の導線を別で用意することはありません。 通常の投票所と異なる点は、投票所に掲出する門標に指定在外選挙投票区の表示を行っていることです。
委員長	第15投票区の投票所は社会教育センターということですが、令和5年の杉並区議会議員選挙の第15投票区の投票所は堀ノ内東児童館ではなかったですか。
局長	これまで、セシオン杉並の大規模改修工事に伴い第15投票区の投票所を社会教育センターから堀ノ内東児童館に暫定的に変更していましたが、セシオン杉並の大規模改修工事が終了しましたので、次回の選挙から本来の第15投票区の投票所であるセシオン杉並の中にある社会教育センターに戻ります。
委員長	それでは、議案第48号は決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	<b>&lt;指定投票区及び指定関係投票区の変更について&gt;</b>
委員長	議案第49号について、事務局から説明をお願いします。
局長	議案第49号をご覧ください。 衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区の区割りが変更されたことに伴い、杉並区内から第7区が外され、新たに第27区が設定されたため、東京都第8区及び第27区の指定投票区及び同指定投票区が取り扱う指定関係投票区を変更します。 根拠法令は、公職選挙法第37条第7項並びに同法施行令第26条第1項及び第3項です。 公職選挙法第37条第7項は、市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、政令で定めるところにより一以上の投票区を指定し、当該指定した投票区、いわゆる指定投票区の投票管理者に、政令で定めるところにより、当該投票区以外の選挙区に属する選挙人がした第49条の規定による投票、いわゆる不在者投票に関する事務のうち政令で定めるものを行わせることができると規定されています。また、同法施行令第26条第1項は、指定投票区を設ける場合には、指定投票区と同一の開票区内であって、当該投票区に属する選挙人がした不在者投票の受理、不受理の決定等の事務を当該指定投票区の投票管理者が行うもの、いわゆる指定関係投票区を併せて定めなければならないと規定されております。 これらの規定より、東京都第8区及び第27区の指定投票区及び同指定投票区が取り扱う指定関係投票区の変更を次のとおり行います。

	<p>衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区、東京都第8区の指定投票区は、第35投票区とします。当該指定投票区が取り扱う指定関係投票区は、第5投票区から第10投票区、第20投票区、第21投票区、第23投票区から第34投票区、第36投票区から第62投票区、第64投票区から第67投票区とします。</p> <p>衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区、東京都第27区の指定投票区は、第15投票区とします。当該指定投票区が取り扱う指定関係投票区は、第1投票区から第4投票区、第11投票区から第14投票区、第16投票区から第19投票区、第22投票区、第63投票区とします。</p> <p>告示文案については別紙1をご覧ください。 告示日は本日、施行日は令和5年11月15日からとなります。 また、別紙2により、東京都選挙管理委員会へ通知します。 以上、議案第49号の説明となります。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。 投票済みの不在者投票用紙一式が杉並区選挙管理委員会に届いた後は、その不在者投票用紙一式はどのように処理されるのですか。</p>
主査	<p>投票日前日まで選挙管理委員会で保管し、投票日当日に指定投票区の投票所に送致します。その後、当該投票所で開封作業等が行われ、投票管理者の管理のもと、当日投票所の投票箱とは別の投票箱に投函されます。</p>
委員長	<p>投票済みの不在者投票用紙一式は、投票した選挙人の属する投票所に送られるのではないのですか。</p>
局長	<p>以前は投票した選挙人の属する投票所に投票済みの不在者投票用紙一式を送致して処理をしていました。しかし、平成9年の不在者投票事由の緩和と不在者投票時間の延長を内容とする公職選挙法の改正により、不在者投票数の増加が予想されたため、不在者投票を各投票所に送るための仕分作業を省略し、市町村の選挙管理委員会の不在者投票の処理に関する負担を軽減することで、もって選挙の適切な管理執行を図るために、指定した投票所にまとめて投票済みの不在者投票用紙一式を送致し、当該指定された投票所の投票管理者が一括して処理できるようになりました。</p>
委員長	<p>それでは、議案第49号は決定でよろしいでしょうか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
	<p><b>&lt;令和5年度全選連東京支部・特選連共催「委員・局長合同研修会」の開催について&gt;</b></p>
委員長	<p>次に、報告事項38-1をお願いします。</p>
局長	<p>報告38-1をご覧ください。 令和5年度全選連東京支部・特選連共催「委員・局長合同研修会」の開催通知です。開催日は12月21日の木曜日で、時間は午後2時から4時までとなっております。 また、開催場所は港区立赤坂区民ホールです。 講演内容は二部構成となっており、第一部は「最近の選挙制度をめぐる動きについて」総務省の方が公演されます。第二部は「今後の政局と選挙を取り巻く環境について」毎日新聞論説委員の方が講演されます。 以上、報告事項38-1の説明となります。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。特にありませんか。それでは、報告38-1についてはよろしいですか。</p>

一同	報告了承。
	<b>&lt;その他&gt;</b>
委員長	本日の予定されている議案等は終了しましたが、その他にございますか。
局長	<p>東京都選挙管理委員会より、2点参加依頼がありました。</p> <p>1点目は、東京都選挙管理委員会が主催するインターネット投票シンポジウムが11月12日にワテラスコモンホールで開催されます。</p> <p>オンライン配信による参加もできますので、お時間のご都合がございましたら是非ご参加くださいというものです。</p> <p>2点目は、東京都選挙管理委員会はインターネット投票について理解を深めるための新たな啓発事業として「東京都明るい選挙ポスターコンクール」に、高校生の部で東京都優秀賞に選ばれた10作品の中から、1作品を選んでインターネットを活用した投票体験をする「みんなのいいね♪賞」というものを設けたとのことですので、こちらも是非参加してみてください。</p>
委員長	その他はございますか。
局長	<p>11月4日と5日に杉並フェスタに参加して、選挙啓発活動を行いました。</p> <p>活動内容は、選挙のキャラクターが印刷された迷子札を配りつつ、親子連れ投票は子どもの将来の投票につながるので、お子さんと一緒に選挙に行ってくださいという内容のチラシを配りました。</p> <p>また、選挙のキャラクターである「めいすいくん」の着ぐるみも登場させながら行いました。</p> <p>来場者数は10万5千人に対し、迷子札は750人ほど配布しました。</p>
委員長	その他はございますか。
局長	特にありません。
委員長	では、最後に今後の予定等について確認をお願いします。
局長	<p>次回の第39回の定例会は、11月13日の月曜日に行います。内容は明るい選挙啓発ポスターコンクール表彰式についての報告等が予定されております。</p> <p>(議題書に沿って、11月13日以降の日程を確認。)</p>
委員長	その他、ご意見、ご質問などありませんか。無いようでしたら本日の委員会を終了します。